

秋田県と住友生命保険相互会社との連携と協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、県民の健康づくりの推進に取り組み、県民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）生活習慣の改善に関すること
- （2）がん対策に関すること
- （3）企業及び団体等における健康経営の推進に関すること
- （4）その他県民の健康寿命の延伸に関すること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別な事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を承諾を得ずに、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月10日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事

鈴木健太

乙 東京都中央区八重洲二丁目2番1号
住友生命保険相互会社
取締役 代表執行役社長

高田幸徳